幼保連携認定こども園　美幌藤幼稚園
重　要　事　項　説　明　書

令和７年４月
学校法人北見カトリック学園

幼保連携認定こども園　美幌藤幼稚園　重要事項説明書

１．施設の目的及び運営の方針

（１）運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	学校法人　北見カトリック学園
事業者の所在地	北海道北見市三住町３７番地１
事業者の連絡先	電話番号　０１５７－６１－７２８４ FAX番号　０１５７－６１－７２９３
代表者氏名	理事長　戸　部　適　子

（２）施設の概要

種別		幼保連携型認定こども園						
名称		幼保連携認定こども園　美幌藤幼稚園						
所在地		北海道網走郡美幌町栄町１丁目１０番地６						
連絡先		TEL　０１５２－７３－３４３４ FAX　０１５２－７３－３４８４						
施設長		園　長　　浅野　裕美子						
対象園児年齢		生後６ヶ月歳以上から小学校就学前						
開園年月日		昭和３４年　８月　１１日						
利用定員	年齢区分	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
	１号	－	－	－	15 人	15 人	15 人	45 人
	２号	－	－	－	20 人	20 人	20 人	60 人
	３号	6 人	12 人	12 人	－	－	－	30 人
	合計	6 人	12 人	12 人	35 人	35 人	35 人	135 人
基本理念・方針		・建学の精神 本学園は、キリストに倣い創造主である神を父として敬い、人はみな、そのこども兄弟として愛し合う尊いこころを培うために設立されています。 ・保育の方針 「ありがとう」「ごめんね」「いいよ」 愛に基づくキリスト教的価値観に根差し、自ら考え、選び自分の意志で行動できる教育・保育をめざしています。						

（３）施設の概要

敷地	敷地全体	３，９４４　㎡
	園庭	１，２２３　㎡
園舎	構造	木造２階建て造
	延べ面積	１，４５８　㎡

（４） 主な設備の概要

設　　備	部　屋　数	備　考
乳　児　室	1　室	
ほ　ふ　く　室	1　室	
保　育　室	6　室	
遊　戯　室	1　室	
多目的教室	2　室	
調　理　室	1　室	
	室	
	室	

（5） 職員体制 （ 令和 7 年 4 月 1 日現在 ）

職　　種	員数	常勤	非常勤	
園　長	1 人	1 人		
主任保育教諭	2 人	2 人		
保育教諭	17 人	17 人		
保育補助	7 人	7 人		
運　転　手	1 人		1 人	
学　校　医	1 人		1 人	
学校歯科医	1 人		1 人	
学校薬剤師	1 人		1 人	

（６） 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【１号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間　８：３０～１４：００	
預かり保育※１	保育時間	朝　７：３０ ～ ８：３０
		夕　１４：００ ～ １８：３０
		土曜日　７：３０ ～ １８：３０
休　業　日	日曜日・土曜日・祝祭日	
	年末・年始（１２月２９日～１月３日）	
	夏季・冬季休業日	
	開園記念日（８月１０日）	

【２・３号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	７：３０　～　１８：３０（１１時間）
	保育短時間	８：３０　～　１６：３０（　８時間）
時間外保育※2	保育標準時間	朝・夕　：　無
	保育短時間	朝　　７：３０　～　８：３０
		夕　１６：３０　～　１８：３０
開所時間	月～金曜日	７：３０　～　１８：３０
	土　曜　日	７：３０　～　１８：３０
休業日	日曜日・祝祭日	
	年末・年始（１２月２９日～１月３日）	

※１ 一時預かり保育
保護者の方の断続的な労働、就業訓練、介護などの場合や傷病、災害・事故、ボランティア活動など、緊急・一時的な理由、または保護者の方の私的理由により、保育が必要と認められるときに一時的に保育を受けることができる制度

※２ 時間外保育
やむを得ない理由により認定した時間を延長して保育を受けることができる制度

（７）利用料等

	認定区分	金　額
基本保育料	１号認定（満３歳児～年長） ２号認定（年少～年長）	無　償
	２・３号認定（満３歳児含）	町の定めた保育料

ア　特定教育・保育の提供に要する実費に係る内容と利用者負担額

項　目	内　容	金　額
バス利用費	通園バスを利用される方	片　道　１，５００円 往　復　３，０００円
園外活動費	園保育に係る交通費・体験料 施設入園料等	実　費
特定教育教材費	クラスカラー帽子等	実　費
施設環境維持費	冷暖房費等の保育環境維持	月　額　１，０００円 年　額　１２，０００円
保育充実費	保育・教育活動に使用する個人用教材等として	月　額　０・1歳児　１００円 ２歳児　３００円 満３歳・年少　５００円 年中・長　４００円
＊月途中の入退休園の場合も月額徴収となり返金はいたしませんのでご了承ください。		

イ　給食費　　※令和７年４月１日からの予定の為、変更になる場合があります。

認定区分	項　目	金　額
１・２号認定	主食費（町からの補助予定） 副食費（町からの補助予定） ※おやつ費含む	月額　主食費　　― 副食費　　― 合　計　　０　円
３　号　認　定	施設等利用費（保育料）に含まれているため別途徴収はなし	

【食物アレルギーへの対応】

・保護者、担当保育教諭、調理担当と連携を密接に取り、除去食を提供します。
・医師の診断書または、検査結果を提出していただきます。（毎年、年度当初に提出）
アレルゲンの程度によっては、個々に応じた献立調整ができかねますので、給食の利用が出来ない場合もあります。事前に当園にご相談ください。
※エピペンを処方されている園児は、ショック状態となる確率が高く命に影響があるため、保護者と相談の上、具体的な対応を決めていきます。

ウ　一時預かり保育の時間と利用料

項　目	時　間	金　額
１号認定の預かり保育に係る利用者負担	平　日 ７：３０　～　８：３０ １４：００　～　１８：３０	３００円
	土曜日・長期休業日 ７：３０　～　１８：３０	5時間30分以内　300円 5時間30分以上　600円

エ　時間外保育の時間と利用料

項　目	時　間	金　額
２・３号認定の時間外保育に係る利用者負担	月～土曜日 ７：３０　～　８：３０ １６：３０　～　１８：３０	認定区分による

（８）支払方法

利用者負担額、その他利用料は当月月末に口座振替にて納付。
特別教育費の実費、時間外保育利用料は月末に締めて翌月月末に口座振替にて納付。
振替手数料は保護者負担となります。

（9）利用の流れ

利用者の内定	【１号認定子ども】 ・当園に「入園申込書」と「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」を提出し直接お申し込みください。
	【２・３号認定子ども】 ・美幌町の「保育の必要性の認定申請書」に記載し、就労証明書等の必要書類を添付のうえ、美幌町が定める期限（もしくは随時）までに当園に提出してください。当園から町へ提出し、町の利用調整により入園の可否が決定します。
利　用　決　定	利用契約書（入園申込書）の締結による。
退　園　理　由	・１、２、３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

（１０）園医・嘱託医

医療機関の名称	美幌町立国民健康保険病院
医　　師　　名	小児科　前田　亮
所　　在　　地	北海道網走郡美幌町仲町２丁目３８
電　話　番　号	０１５２－７３－４１１１

（１１）園歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	小柳歯科医院
医　　師　　名	小柳　伸之
所　　在　　地	北海道北海道網走郡美幌町西１条北２丁目４
電　話　番　号	０１５２－７２－２６６２

（１２）園薬剤師・嘱託薬剤師

薬　剤　師　名	ひさやま薬局　中易　和彦

（１３）感染症登園基準

学校感染症と出席停止基準（別紙）に沿って扱い、かかりつけ医もしくは園医と相談しながら進めること。

（１４）薬の取り扱い

当園の投薬マニュアルに沿って、事前に医師と相談し園での与薬が必要と医師から指示があった場合のみ与薬を行います。
医師から処方された薬のみとし、市販薬の与薬はできません。

（１５）相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主任教諭　　石川　明菜　丸山　莉奈
相談・苦情解決責任者	園　　長　　浅野　裕美子
第　三　者　委　員	中野　浩二　小比賀　康彦

【要望・苦情等への対応】

苦情相談窓口で受け付けた案件は、苦情対策委員会にて議案を検討し改善策を立案し実行します。

（１６）個人情報の取り扱い

当園で取得した個人情報については個人情報保護に関する法律、当学園運営規程に基づき適正な利用を行う。

（１７）緊急時の対応方法

病状急変等の緊急事態が発生した場合は緊急連絡先へ連絡し、症状によっては医療機関を受診します。

（１８）非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応します。
防　災　設　備	消火器，自動火災報知器，非常ベル，放送設備
避難・消火訓練	避難訓練,消火訓練の実施

（１９）利用者に対しての保険の種類・保険の内容・保険金額

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保　険　内　容	災害共済給付
保　険　金　額	医療費・障害見舞金・死亡見舞金が規定により給付

（２０）虐待防止のための措置

子どもの人権擁護及び虐待の防止を図るため、虐待等の行為の禁止、人権に関する啓発のための職員研修の実施、その他児童虐待を発見した時、それに疑いがあっても専門機関に通告する義務が法律で定められています。この通告は、専門機関への連絡を通じ子育てにお悩みの保護者の皆様を必要な支援につなげるためのものです。
保護者の皆様のご理解をお願いいたします。